

ダイバーシティ推進センター論文掲載料支援制度実施要領

令和7年12月4日 ダイバーシティ推進センター長裁定

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎大学ダイバーシティ推進センターにおける論文掲載料支援制度（以下「本制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 本制度は、長崎大学の女性研究者の研究成果の発信を促し、更なる研究力強化を図ることを目的とする。

(支援対象)

第3条 本制度は、長崎大学に所属する女性教員及び女性研究員（大学院生を除く。以下「女性研究者」という。）が負担する以下のすべての条件を満たす論文の掲載料を対象とする。

- (1) 本制度への申請時点において、JIF Quartile がQ1又はQ2の学術誌に掲載されていることが確定しているもの。
- (2) 第1著者又は責任著者（Corresponding Author）が女性研究者であること。
- (3) 当該論文掲載料の支払責任者が長崎大学に所属すること。
- (4) 原著論文または総説であること。
- (5) オープンアクセスとなっていること。
- (6) 学内の他の論文掲載料支援を受けていないこと。
- (7) 当該論文掲載料の支出財源に科研費等の外部資金を含まないこと。

(支援対象期間)

第4条 本制度における支援対象期間は、別途通知するものとする。

(支援内容)

第5条 本制度では、原則として1人当たり1件まで申請できるものとし、実際に支払った論文掲載料の50%に相当する額（上限20万円）を支援するものとする。ただし、予算の上限に達した場合は、先着順をもって本制度による支援を終了する。

- 2 論文の投稿時に発生する論文投稿料、カラーチャージ、ページ超過料、表紙掲載料、別刷料等は、本制度による支援の対象外とする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年12月4日から施行し、本制度は、令和7年10月1日以降に支払った論文掲載料から適用する。
- 2 令和7年度中に支払った論文掲載料に対する支援においては、第3条第7号の規定にかかわらず、当該論文掲載料の支出財源は問わないものとする。
- 3 令和7年度中に支払った論文掲載料に対する支援においては、第5条第1項本文に規定する支援額にかかわらず、実際に支払った論文掲載料の全額を支援するものとする。